

佐賀県農業共済組合
女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育て等を両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. **計画期間** 令和8年4月1日 ~ 令和18年3月31日

2. **内容**

目標1: 男性職員の育児休業又は子育て目的の休暇取得者を年間1名以上とすることを目標とする。

<対策>

- 令和8年4月～ ・育児に関する休暇制度について職員へ周知する。

- 令和8年4月～ ・男性職員の育児参加を促進するため管理職へ意識啓発を行う。

目標2: 職員の月平均時間外労働を10時間以内とすることを目標とする。

<対策>

- 令和8年4月～ ・業務の効率化を図り、時間外労働の削減を推進する。

目標3: 課長以上の女性管理職を1名以上とすることを目標とする。

<対策>

- 令和8年4月～ ・女性職員のキャリア形成を支援する研修等を実施する。

- 令和8年4月～ ・女性職員の管理職登用を見据えた人材育成を行う。